

**平成２９年度
未就学児を持つ保育士の子どもの
預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
貸付のご案内**

社会福祉法人　さいたま市社会福祉協議会

平成２９年１２月改訂

1 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業の概要

1) 目的

保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士を対象に、子どもの預かり支援事業の利用料金の一部について貸付けを行います。

2) 実施主体

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「さいたま市社協」という。）

3) 貸付対象・条件等

① 貸付対象者

以下の条件のいずれにも該当し、市内の保育所等に勤務する者としてします。

ア 未就学児を持つ保育士であって、保育所等を利用している者

イ 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援事業を利用する者

※「保育所等」は、以下の施設又は事業所とします。

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

(イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

- ・ (ウ) に定める「認定こども園」への移行を予定している施設

(ウ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

(エ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの

(オ) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

(カ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

(キ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、市が認定した認可外保育施設

(ク) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

※ 公立保育所の正規職員は貸付の対象になりません。

※ 保育所等に直接雇用されている方が対象になります。

② 貸付対象となる子どもの預かり支援事業

- ア ファミリー・サポート・センター事業
- イ ベビーシッター派遣事業
- ウ 一時保育
- エ 延長保育（時間外保育）の日単位（スポット）利用
- オ その他さいたま市社協会長が必要と認めるもの

③ 貸付額

貸付額は、子どもの預かり支援事業の利用料金の半額とし、年額123,000円を上限とします。

- ※ 貸付の対象となるのは、利用料、入会金その他の子どもの預かり支援事業の利用に必要とさいたま市社協会長が認めるものです。
- ※ 利用料金の全額又は一部が他の補助制度等により割引・補てんされる場合は、実際に割引・補てんされた金額は貸付金に含めません。

④ 貸付期間

貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とし、子どもの預かり支援事業の利用開始月から起算して2年間を限度とします。

⑤ 貸付利子

貸付利子は無利子です。

- ※ ただし、正当な理由がなく返還期日を過ぎた場合は、年5%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

⑥ 連帯保証人

- ア 貸付には連帯保証人（一定の収入がある20歳以上の者）を1名立てていただきます。
- イ 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。また、その保証債務は延滞利子を包含するものとします。

4) 貸付の申請・決定

① 貸付の申請方法

貸付を希望する者は、以下の書類を全て揃え、**さいたま市役所保育課窓口**に申請書類を提出してください。さいたま市役所保育課で申請書類がすべて揃っていることを事前確認したうえで、さいたま市社協に送付します。

- ア 貸付申請書
- イ 申請者世帯全員の続柄記載がある住民票及び連帯保証人の住民票
※個人番号（マイナンバー）、本籍の記載のないもの
※両者が記載されている場合は、1通で構いません。
- ウ 保育士登録証の写し
- エ 雇用契約書又は採用証明書等、保育所等に従事していることと規定勤務時間が確認できる書類の写し
- オ 申請者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類（保育所等の入所証明書、利用内定通知書、利用者負担額等決定通知書、契約書など）の写し
- カ 子どもの預かり支援事業の利用可能時間帯及び料金が記載された書類（料金表、WEBサイトの写しなど）
- キ その他、契約の相手方の選考に当たりさいたま市社協会長が必要と認めるもの

※申請書類はさいたま市役所保育課窓口に提出していただきますが、貸付決定後に必要となる書類等の提出先はさいたま市社協になります。

② 申請期間

子どもの預かり支援事業の利用開始月の前月の1日から、利用開始月の5月後の月末までとします。(平成29年4月から平成29年9月までに子どもの預かり支援事業の利用を開始している場合は、平成30年3月末日まで可)

※例：利用開始月が平成30年1月である場合は、申請期間は平成29年12月1日から平成30年6月末日までです。

※予算の範囲内での貸付となるため、年度途中で募集を終了する場合があります。

③ 貸付の審査・決定

ア さいたま市役所保育課にて申請書類を預かり、申請書類がすべて揃っていることを事前確認したうえで、さいたま市社協に送付します。

イ さいたま市社協では、申請内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定します。

ウ 審査の結果は、申請者に通知します。

エ 貸付が決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」を送付します。

※審査のうえ貸付の可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

5) 貸付の辞退

申請をした後、又は貸付の決定をした後に貸付を受けることを辞退する場合は、貸付契約を結びません。

6) 実績報告・貸付金の交付

① 実績報告

借受人は、以下の書類を全て揃え、子どもの預かり支援事業の利用開始月の6月後（1年目前半分）、12月後（1年目後半）、18月後（2年目前半分）及び24月後（2年目後半）の月末までにさいたま市社協に実績報告を行ってください。実績報告書を確認し、さいたま市社協から「確定通知書」「借用証書」を送付します。

ア 実績報告書

イ 実際に子どもの預かり支援事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類（領収書、報告書など）の写し

② 貸付金の交付

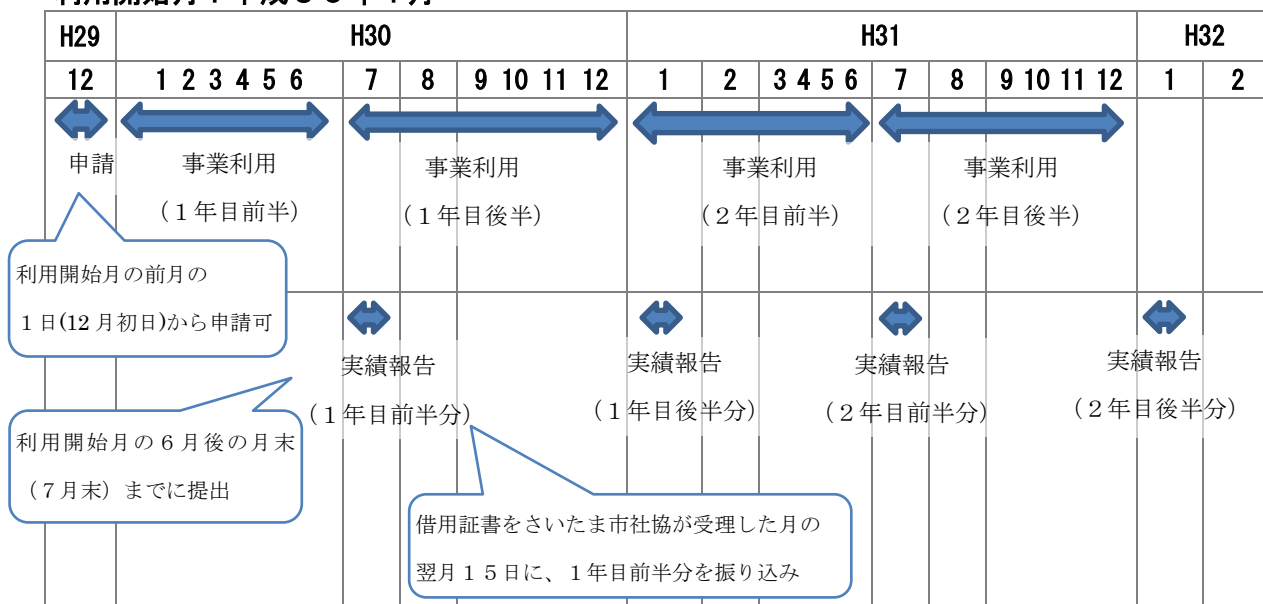
貸付金の交付は、原則的に1年目前半分、1年目後半、2年目前半分及び2年目後半の4分割により行います。

- ・ 各回分の貸付金は、借用証書をさいたま市社協が受理した月の翌月15日に借受人が指定する口座へ振込みます。
- ・ 振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて振込みます。

【事前申請の例】

12月に申請を行い、1月から子どもの預かり支援事業を利用する場合

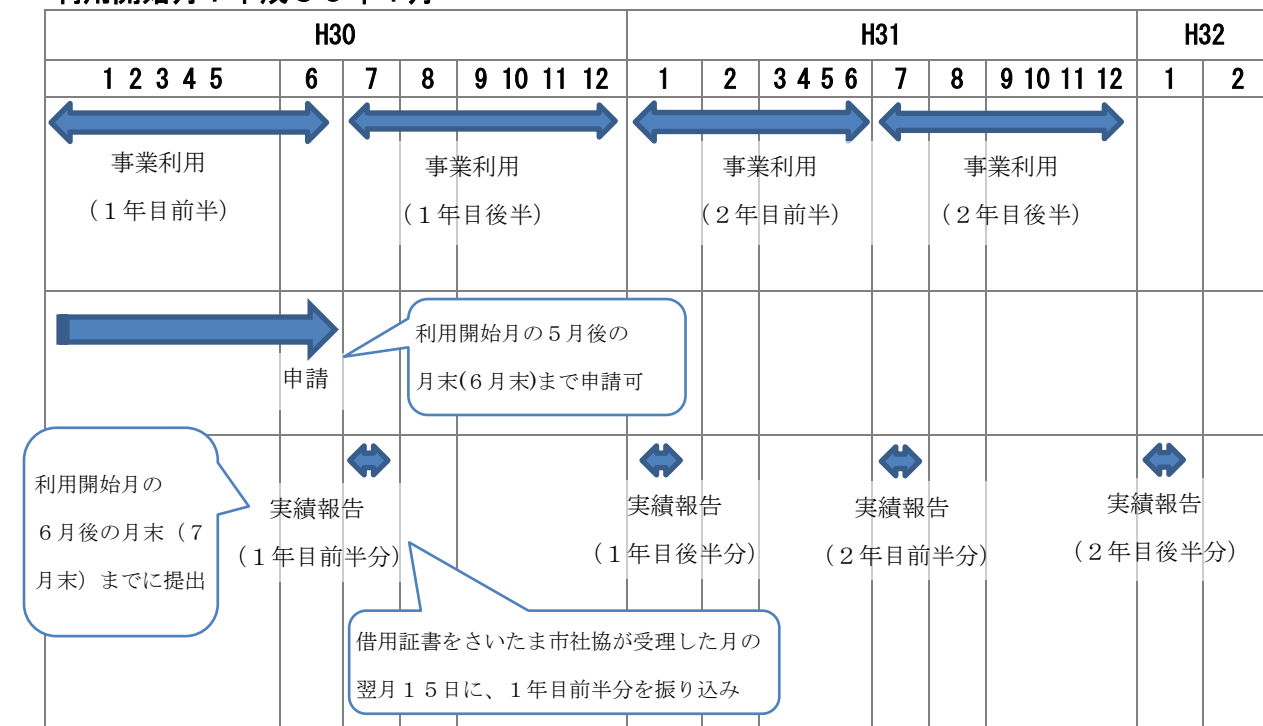
利用開始月：平成30年1月



【事後申請の例】

1月から子どもの預かり支援事業を利用し、事後に申請を行う場合

利用開始月：平成30年1月



※ 平成29年4月から平成29年9月までに子どもの預かり支援事業の利用を開始している場合は、特例として5月の期間を超えた平成30年3月末日まで申請することができます。

7) 貸付契約の解除

借受人が次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付の契約を解除するものとします。

- ア 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったと認められるとき
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ウ 死亡したとき
- エ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- オ 貸付期間中に貸付契約の解除の申出があったとき
- カ その他、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

8) 貸付契約の休止

借受人が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付を休止するものとします。

9) 貸付金の返還

① 返還の要件

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

- ア 貸付契約が解除されたとき
 - イ 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったとき
 - ウ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
 - エ 保育所等を退職後、引き続き保育所等で業務に従事する意思があり求職活動を行ったが、6月以内に市内の保育所等に従事できなかったとき
 - オ 申請に虚偽の内容があったとき
- ※その他、提出期限を定め書類を提出するよう通知したにも関わらず、書類の提出がないときも、貸付金を返還していただきます。

② 返還期間

返還期間は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた月数の2倍に相当する期間（返還債務の猶予が履行されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内とします。ただし、貸付を受けた者が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができるものとします。

③ 返還方法

貸付金は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法により、さいたま市社協が指定する口座に振込んでいただきます。ただし、提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないときの返還は、月賦の均等払いの方法とします。

④ 延滞利子

正当な理由がなく、返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年5%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

10) 返還債務の履行猶予

次のいずれかに該当するときは、申請により返還債務の履行を猶予できるものとします。

各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。

詳しくはP 2 1～P 2 2をご確認ください。

- ① 市内の保育所等において保育士として児童の保育等に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（注1）があるとき

（注1）「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合となります。ただし、当該猶予期間については、業務従事期間には算入されません。

ア 保育所等に在職中に、出産休暇・育児休暇を取得する場合

イ 出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、保育所等への再就職を希望する場合

ウ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって時間取得でないものに限る。）

エ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、次のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・保育所等に在職中に病気休職等を取得する場合

・保育所等を退職し疾病・負傷等の治癒後に、保育所等への再就職を希望する場合

オ 就職先内定後、就職待機中の場合

カ 保育所等を自己都合で退職した場合であって、保育所等で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合

キ 人事異動により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき

ク 次のいずれかに該当する場合

（ア）国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

（イ）現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

（ウ）他の援助を行う者がいない母子家庭、老齢年金受給者等

（エ）身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

（オ）当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限措置をとることが徴収上有利であると認められるとき

（カ）災害、盗難その他の事故が生じたことにより当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

11) 返還債務の免除

次のいずれかに該当するときは、申請により返還の債務を全て免除します。

- ① 市内の保育所等において保育士として児童の保育等に従事し、かつ、子どもの預かり支援事業の利用開始月から起算して2年間引き続き当該業務に従事したとき（注2）
- ② 保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。

※従事する保育所等の人事異動等により借受人の意思によらず、さいたま市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

※保育所等を退職しても、引き続き保育所等で従事する意思があり、6月以内（注3）に保育所等に再び就職した場合、従事期間の合計が2年を超えれば返還の債務を免除します。

（注2） P 4の【事前申請の例】及び【事後申請の例】の場合は、利用開始月である平成30年1月から平成31年12月末まで継続して従事したときにこの項に該当します。

（注3） 退職、就職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して6月以内とします。

12) 変更事項の届出

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

- ① 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- ② 保育所等を退職したとき
- ③ 保育所等を休職したとき、又は休職から復職したとき
- ④ 勤務先を変更したとき
- ⑤ 借受人が死亡したとき（※連帯保証人又は法定相続人が届出てください）
- ⑥ 連帯保証人の変更を行う必要があるとき（連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたとき）
- ⑦ 借受人の子どもが入所している施設が変更となったとき
- ⑧ 借受人の子どもが入所している施設を退所したとき

13) 問合せ及び申請書等提出先

① 貸付の申請について ※P2 4) ① 関係

さいたま市役所 子ども未来局 幼児未来部 保育課 保育企画係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048-829-1865 FAX 048-829-2516

※申請書類の提出先はさいたま市役所保育課です。お間違いのないようにお願いします。

② 上記以外について

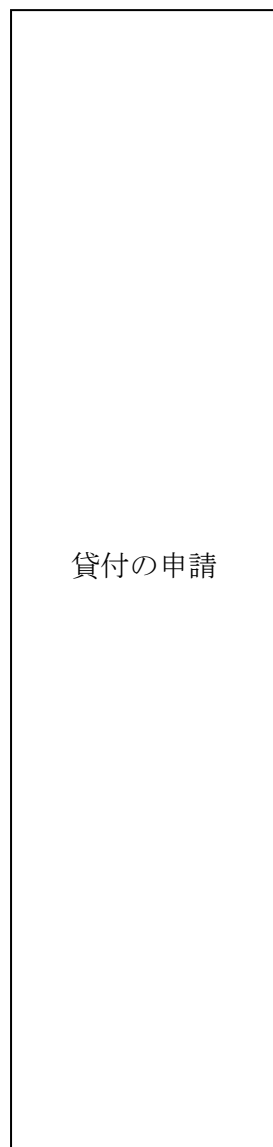
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-22
TEL 048-835-5281 FAX 048-835-5282

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。

また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。

2 貸付申請等の手続き

1) 貸付申請から貸付金の交付までの手続き



貸付の申請

- ①「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書」に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添えてさいたま市役所保育課窓口に提出してください。さいたま市役所保育課で事前確認したうえで、さいたま市社協に送付します。

【添付書類】

- ・申請者世帯全員の続柄記載がある住民票及び連帯保証人の住民票
※個人番号（マイナンバー）、本籍の記載のないもの
※両者が記載されている場合は、1通で構いません。
- ・保育士登録証の写し
- ・雇用契約書又は採用証明書等、保育所等に從事していることと規定勤務時間が確認できる書類の写し
- ・申請者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類（保育所等の入所証明書、利用内定通知書、利用者負担額等決定通知書、契約書など）の写し
- ・子どもの預かり支援事業の利用可能時間帯及び料金が記載された書類（料金表、WEBサイトの写しなど）

※個別の状況に応じ、他の書類が必要になる場合があります。

【申請期日】

子どもの預かり支援事業の利用開始月の前月の1日から、利用開始月の5月後の月末まで

（平成29年4月から平成29年9月までに子どもの預かり支援事業の利用を開始した場合は、平成30年3月末日まで可）

※予算の範囲内での貸付となるため、年度途中で募集を終了する場合もあります。

貸付の決定

- ②申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定します。

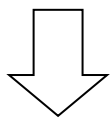
- ③審査の結果をさいたま市社協から申請者に通知します。

※審査のうえ、貸付の可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

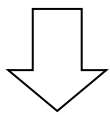
※貸付の可否にかかわらず、申請書類一式については返却いたしません。

※貸付を辞退するときは、必ず申し出てください。

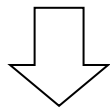
実績報告書の提出
(1年目前半分)



借用証書の提出
(1年目前半分)



貸付金の交付
(1年目前半分)



実績報告書の提出
・
借用証書の提出
・
貸付金の交付
(1年目後半分)
(2年目前半分)
(2年目後半分)

④ 6月ごとの実績を確認するため、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付実績報告書」をさいたま市社協に提出してください。

【添付書類】

- ・ 子どもの預かり支援事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類（領収書、報告書など）の写し

【提出期日】

子どもの預かり支援事業の利用開始月の6月後の月末

⑤ 実績を確認後、確定通知書及び借用証書をさいたま市社協から申請者に送付します。

⑥ 「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付借用証書」をさいたま市社協に提出してください。

※借用証書は連帯保証人と連署のうえ、それぞれの実印を押印してください。

【添付書類】

- ・ 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書

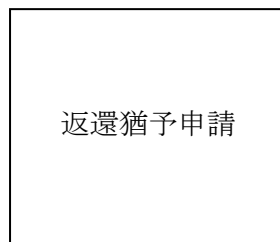
⑦ 貸付金の交付は、原則的に1年目前半分・1年目後半分・2年目前半分・2年目後半分の4分割により行います。

※交付時期については、**P 3**をご確認ください。

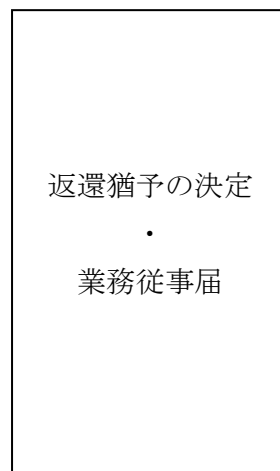
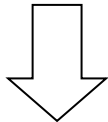
⑧ ④～⑦の手続きは、6月ごとに行います。

2) 貸付決定後の手続き（返還債務の履行猶予・返還債務の免除の場合）

市内の保育所等で保育士として業務に従事しているときは、申請により返還債務の履行が猶予されます。また、子どもの預かり支援事業の利用開始月から起算して2年間引き続き保育士業務に従事したときは、返還債務を全て免除します。



①保育所等で保育士として業務に従事しているときは、返還債務猶予の要件に該当しますので、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還猶予申請書」をさいたま市社協に提出してください。その際には、勤務先で保育士業務に従事していることの証明を受けてください。

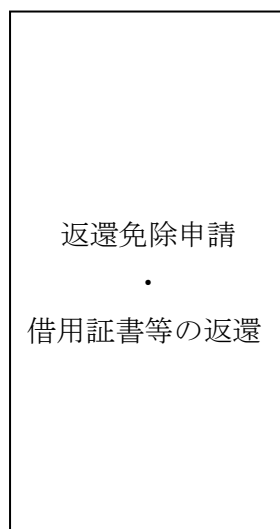
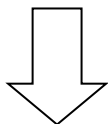


②審査の結果は、申請者に通知します。

③返還猶予決定後も、保育士業務に従事していることを確認するため、さいたま市社協が指定する時期に「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付業務従事届」を提出していただきます。

④保育所等を退職したときは、貸付金を返還していただきます。

※保育所等を退職しても、引き続き保育所等で従事する意思があり、求職活動後6月以内に保育所等に就職した場合は除きます。（求職活動を行う場合は、就労支援機関が発行する証明書等の提出が必要になります。）



⑤市内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、子どもの預かり支援事業の利用開始月から2年間引き続き当該業務に従事したときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還免除申請書」をさいたま市社協に提出してください。その際には、勤務先で証明を受けてください。

⑥返還免除が決定しますと、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還免除承認通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

3) その他の返還債務の履行猶予の場合

災害、疾病、負傷、
その他やむを得な
い事由が生じたと
き

①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還猶予を受けようとするときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還猶予申請書」をさいたま市社協に提出してください。

※各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。詳しくはP 2 1～P 2 2をご確認ください。

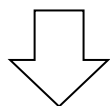
※いずれの場合においても、猶予期間については保育業務に従事したとはみなされません。

※返還猶予期間が終了する前に猶予事由が消滅したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還猶予事由消滅届」による届出が必要になります。

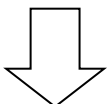
4) 返還の場合

保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったときなど、貸付金を返還しようとするときは、次の手続きが必要になります。

返還計画申請



貸付金の返還



返還完了

①速やかにさいたま市社協までご連絡ください。

②「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還計画申請書」をさいたま市社協に提出してください。

③さいたま市社協から「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還通知書」を送付します。

④貸付けた資金は返還通知書に基づき返還期間内に返還（さいたま市社協が指定する口座へ振込み）していただきます。

※返還は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法によるものとします。ただし、貸付を受けた者が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができるものとします。

なお、返還の開始は、返還事由の生じた日の属する月の翌月からとし、返還期間は、貸付を受けた月数の2倍とします。

※正当な理由なく返還期日を過ぎた場合は、年5%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

⑤返還が完了したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還完了通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

5) その他の手続き

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

氏名、住所等
変更したとき

- ①借受人及び連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更が生じたときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付異動届」をさいたま市社協に提出してください。
- ②氏名又は住所の変更による届出の際は、変更事項の履歴が記載されている住民票等を添付してください。

自己都合により
保育所等を
退職したとき

- ①自己都合により保育所等を退職したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届」をさいたま市社協に提出してください。その際には、勤務先で退職したことの証明を受けてください。
- ②保育所等への再就職の意思がないとき、又は再就職の意思があっても6月以内に再就職できなかったときは、貸付金を返還していただきますので、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還計画申請書」をさいたま市社協に提出してください。

保育所等を休職
したとき、
又は休職から
復職したとき

- ①保育所等を休職（又は休職から復職）したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届」をさいたま市社協に提出してください。その際には、勤務先で休職（又は休職から復職）したことの証明を受けてください。

勤務先を変更
したとき
※従事する保育所等の
人事異動等により、
勤務先が変更になっ
た場合も含む

- ①保育所等の勤務先を変更したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届」をさいたま市社協に提出してください。その際には、勤務先で就職したことの証明を受けてください。

借受人が死亡したとき

①借受人が死亡したときは、連帯保証人又は法定相続人が借受人の死亡を証する書類を添付して「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付死亡届」をさいたま市社協に提出してください。

②借受人の死亡により貸付金を返還していただきますので「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還計画申請書」をさいたま市社協に提出してください。

※業務上の事由により死亡したときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還免除申請書」に別紙「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付してさいたま市社協に提出してください。この場合、②の手続きは不要です。

心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

①心身の故障のため業務を継続することができなくなり貸付金を返還するときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還計画申請書」をさいたま市社協に提出してください。

※心身の故障のため保育所等を退職したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届」の提出も必要になります。

※業務に起因する心身の故障のときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還免除申請書」に別紙「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付してさいたま市社協に提出してください。この場合、①の手続きは不要です。

連帯保証人を変更するとき

①連帯保証人が死亡した又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに連帯保証人を変更していただきます。

②連帯保証人を変更するときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付連帯保証人変更届兼連帯保証書」をさいたま市社協に提出してください。

※新たな連帯保証人の住民票と印鑑登録証明書の提出も必要になります。

※連帯保証人死亡による変更の場合、死亡を証する書類を添付して「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付死亡届」提出してください。

貸付を受けること
を辞退するとき

- ①貸付を辞退するときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付辞退届」をさいたま市社協に提出してください。

借受人の子どもの
入所している施設
が変更となったと
き

- ①借受人の子どもの入所している施設が変更となったときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付異動届」をさいたま市社協に提出してください。

【添付書類】

- ・新たな施設に入所したことが確認できる書類（保育所等の入所証明書、利用内定通知書、利用者負担額等決定通知書、契約書など）の写し

※上記以外にも届出が必要になることもありますので、変更事項が生じたときなどご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

3 手続きに必要な提出書類

1) 貸付の申請及び決定時に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付の申請をする とき	申請書	様式第 1 号	個別の状況に応じ、他の書類が必要になる場合があります
	申請者世帯全員及び連帯保証人の住民票	市区町村発行のもの	
	保育士登録証の写し		
	雇用契約書又は採用証明書等、保育所等に従事していることと規定勤務時間が確認できる書類の写し	保育所等発行のもの	
	※雇用契約書又は採用証明書など		
	申請者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類の写し	市区町村又は各保育施設発行のもの	
	※保育所等の入所証明書、利用内定通知書、利用者負担額等決定通知書、契約書など		
子どもの預かり支援事業の利用可能時間帯及び料金が記載された書類			
※料金表、WEBサイトの写しなど			

2) 実績報告を行うときに提出するもの

事 項	提出書類		備 考
実績報告を行うとき	実績報告書	様式第 4 号	
	子どもの預かり支援事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類の写し		
	※領収書、報告書など		

3) 貸付金の交付を受けるときに提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付額が確定したとき	借用証書	様式第 6 号	借用証書への押印は実印となります
	借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

4) 貸付を辞退又は解除するとき提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付を辞退するとき	辞退届	様式第 1 9 号	
貸付契約を解除するとき	契約解除届	様式第 2 0 号	
	返還計画申請書	様式第 9 号	

5) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
保育所等で保育士として業務に従事しているとき	返還猶予申請書	様式第 1 2 号	勤務先で証明を受けてください
災害、疾病、負傷等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第 1 2 号	申請の事由により猶予の期間や添付する書類が異なります
	罹災証明書 医師の診断書 医師の証明書 等		
保育所等を退職後、求職活動を行うとき	返還猶予申請書	様式第 1 2 号	退職、就職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して6月以内とします
	就労支援機関等が発行する証明書		
返還猶予の事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅届	様式第 1 5 号	

6) 返還免除を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
保育所等で保育士として、子どもの預かり支援事業の利用開始月から起算して2年間従事したとき	返還免除申請書	様式第16号	勤務先で証明を受けてください
業務上の事由により死亡したとき	返還免除申請書	様式第16号	「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付死亡届」の提出も必要になります
	労働災害証明書 又は、業務上の事由による死亡が確認できる書類	様式第16号 別紙	
業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	返還免除申請書	様式第16号	
	労働災害証明書 又は、業務に起因する心身の故障が確認できる書類	様式第16号 別紙	

7) 貸付金を返還しようとするときに提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付金を返還しようとするとき	返還計画申請書	様式第9号	

8) 届出が必要な場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
借受人及び連帯保証人の氏名や住所等に変更があったとき	異動届	様式第23号	
	住民票等	市区町村発行のもの等	

事 項	提出書類		備 考
保育所等を退職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 2 4 号	勤務先で証明を受けてください
保育所等を休職した又は休職から復職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 2 4 号	勤務先で証明を受けてください
勤務先を変更したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 2 4 号	新たな勤務先で証明を受けてください
借受人が死亡したとき	死亡届	様式第 2 5 号	連帯保証人又は法定相続人が提出してください
	死亡を証する書類		
	返還計画申請書	様式第 9 号	貸付金を返還しようとするとき
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 2 4 号	勤務先で証明を受けてください
	返還計画申請書	様式第 9 号	貸付金を返還しようとするとき
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届兼連帯保証書	様式第 2 6 号	変更事由の内容によりその事実を証明する書類の添付が必要になることもあります
	住民票	市区町村発行のもの	
	印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	
	連帯保証人死亡の場合は、死亡届と死亡を証する書類	様式第 2 5 号	
貸付金の振込先を変更するとき	振込口座変更届	様式第 2 7 号	

事 項	提出書類		備 考
借受人の子どもの入所している施設が変更となったとき	異動届	様式第 2 3 号	
	新たな施設に入所したことが確認できる書類の写し ※保育所等の入所証明書、利用内定通知書、利用者負担額等決定通知書、契約書など	市区町村又は各保育施設発行のもの	
借受人の子どもが入所している施設を退所したとき	異動届	様式第 2 3 号	貸付契約が解除となる場合もあります
	退所が確認できる書類の写し ※特定教育・保育施設等利用解除決定通知書など	市区町村又は各保育施設発行のもの	

9) 定期的に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
継続して保育所等に 従事しているとき	業務従事届	様式第 2 2 号	勤務先で証明を受けてください

返還債務の履行猶予該当事由一覧

1 市内の保育所等において保育士業務に従事しているとき	
猶予期間	業務に従事している期間
証明書類	申請時：保育士業務従事証明書（様式第12号裏面） 決定後：業務従事届（様式第22号）
備考	2年間引き続き、業務に従事した場合、返還免除要件に該当
2 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合	
猶予期間	出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（育休法第5条第3項で定める者にあつては1歳6ヶ月に達する日、同条第4項で定める者にあつては2歳に達する日）の属する月までの間
証明書類	出産休暇・育児休業を取得していることを証明する書類（保育所等が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません
3 出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、新たな保育所等への再就職を希望する場合	
猶予期間	妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間 ※猶予期間には、就職活動等のため必要な期間も含まれます。
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません
4 育休法に規定する介護休業を取得する場合 （ただし、連続1月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る）	
猶予期間	介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
証明書類	介護休業を取得していることを証明する書類（保育所等が発行）
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません
5 雇用が継続している場合であつて、疾病・負傷等のため療養する必要があると認められる場合	
猶予期間	①病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限り）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの）又は病気休職を取得していることを証明する書類（保育所等が発行） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません
6 疾病・負傷等のため療養する必要がある、保育所等を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、新たな保育所等への再就職を希望する場合	
猶予期間	①病気休職等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限り）は、病気休職等のため退職した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの）又は病気休職を取得していることを証明する書類（保育所等が発行） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

7 人事異動等により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき	
猶予期間	通算して2年以内
証明書類	人事異動により保育所等での保育士業務等に従事できなくなったことを証明する書類（保育所等の代表者による証明書等）
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

8 一旦退職したが、再就職のために求職活動を行っている場合	
① 自己都合により退職した場合 ② 疾病・負傷等のため退職した場合	
猶予期間	① 6月（退職、就職を繰り返した場合についても、それぞれの求職期間を通算して6月とする） ② 療養のための猶予期間が満了した日から1年間
証明書類	就労支援機関等による証明書
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

9 就職先内定後、就職待機中の場合	
猶予期間	内定後待機期間（ただし、1年を超えないものとする）
証明書類	内定通知書の写し
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

10 次のいずれかに該当する場合	
・ 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者 ・ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者 ・ 他に援助を行う者がいない母子家庭、老齢年金受給者等 ・ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者 ・ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき ・ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき	
猶予期間	1年以内（ただし、更新を妨げない）
証明書類	所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類

※3、6による猶予申請を行う場合は、返還猶予申請書に就職を希望する意思を有する旨を明記してください。

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 使用様式一覧

事項	様式 番号	様式名称
申請	1	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 申請書
実績報告	4	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 実績報告書
貸付決定	6	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 借用証書
返還	9	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 返還計画申請書
返還猶予	1 2	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 返還猶予申請書
	1 5	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 返還猶予事由消滅届
返還免除	1 6	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 返還免除申請書
辞退 ・ 解除	1 9	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 辞退届
	2 0	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 契約解除届
届出	2 2	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 業務従事届
	2 3	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 異動届
	2 4	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 (退職・休職・復職・従事先変更) 届
	2 5	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 死亡届
	2 6	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 連帯保証人変更届兼連帯保証書
	2 7	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 振込口座変更届

申請書類等の記入・提出にあたって

- ・ 本ご案内及び各様式は、以下のさいたま市社協のホームページで閲覧、印刷することができます。

http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyou-syousai-hoikushi_s6.html

- ・ 申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入して下さい。
- ・ 各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付をいたしません。
- ・ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・ 提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ・ 記入方法等、ご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
〒330-0061

さいたま市浦和区常盤 9-30-22

TEL 048-835-5281 / FAX 048-835-5282

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。

また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。